# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	国民年金法による年金の支給等に関する事務 評価書	基礎項目

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、国民年金法による年金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

広島市長

#### 公表日

令和4年3月8日

#### I 関連情報

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民年金法による年金の支給等に関する事務						
②事務の概要	国民年金等に関する次の事務  1 被保険者の資格取得・喪失等の届出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務  2 保険料納付の免除等の申請を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務  3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務  4 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、年金生活者支援給付金等の給付請求を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務						
③システムの名称	国民年金システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)						
2. 特定個人情報ファイルタ	名 ·						
国民年金情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び第68条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施しない)</li><li>(要施しない)</li><li>(事施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉局保健部保険年金課						
②所属長の役職名	保険年金課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年2月28日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	古書の種類					
[ 基礎項目評価]			£		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価美) されている。	他機関に	<b>」いては、それぞれ</b> 』	里 尽 垻 日 計	「個書又は至	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	- ムを通じ	た入手を除	<b>(</b> 。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ε	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[〇] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一の31の項、 国民年金法第3条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	番号利用法別表第一の主務 省令で定める事務を定める命 令の改正及び広島市個人番 号の利用に関する条例の制定 によるもので、その他の項目 の変更であり、事前の提出、 公表が義務付けられていな い。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
平成30年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	日本年金機構から処理結果を受け取る事務 2 保険料納付の免除等の申請を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構から審査結果を受け取る事務 3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して、日本年金機構に送付し、日本年金機構に送付し、日本年金機構に送付し、日本年金機構から処理結果を受け取る事務 4 老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金等の給付請求を受理して、日本年金機構に	国民年金等に関する次の事務  1 被保険者の資格の取得・喪失等の届出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務  2 保険料納付の免除等の申請を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務  3 付加保険料の納付の申出又は納付しないことの申出を受理して日本年金機構に送付し、同機構から処理結果を受け取る事務  4 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、年金生活者支援給付金等の給付請求を受理して日本年金機構に送付し、同機構から審査結果を受け取る事務	事後	事務の追加及び文言の修正に よるもので、その他の項目の 変更であり、事前の提出、公 表が義務付けられていない。
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一 の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第24条の2、国民年金 法第3条第3項、番号利用法第9条第2項及び 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の31の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事前	重要な変更の対象である記載 項目であり、事前に特定個人 情報保護評価の再実施が義 務付けられる。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月31日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月31日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出、公 表が義務付けられていない。
令和2年3月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)第9条第1項及び別表第一の31の 項、番号利用法別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令第24条の2、国民年金法第3 条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関す る法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広 島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項並びに別表第一の31の項及び95の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び第68条の2、国民年金法第3条第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	保護評価の対象としている事務に係る省令の施行によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年3月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	組織名の変更によるもので、 その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
令和2年3月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	広島市健康福祉局保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2157(直通)	事後	組織名の変更によるもので、 その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月28日時点	令和4年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月28日時点	令和4年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。